

原子力規制委員会設置法案 新旧対照表 目次

抜粋

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第七条関係）	一
○ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（附則第八条関係）	二
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十条関係）	三
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第十一条関係）	六
○ 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（附則第十二条関係）	九
○ 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）（附則第十三条関係）	十二
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（附則第十五条関係）	二十一
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則第十六条関係）	一一五
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則第十七条関係）	一四一
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（附則第十八条関係）	二一一
○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（附則第三十一条関係）	二五三
○ 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第六十二号）（附則第三十二条関係）	二九一
○ 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）（附則第三十五条関係）	二九二
○ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）（附則第三十六条関係）	二九三
○ 原子力損害の賠償に関する法律（附則第三十七条関係）	二九四
○ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四十八号）（附則第三十八条関係）	二九六
○ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（附則第三十九条関係）	二九七
○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第四十条関係）	三〇一
○ 電気事業法（附則第四十二条関係）（附則第四十一条関係）	三一七
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第四十八条関係）	三三二
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（附則第四十九条関係）	三三三
○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（附則第五十条関係）	三三四

○ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（附則第五十一条関係）	三三五
○ 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）（附則第五十二条関係）	三三六
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）（附則第五十三条関係）	三三七
○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（附則第五十四条関係）	三三八
○ 原子力災害対策特別措置法（附則第五十五条関係）	三六五
○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（附則第五十七条関係）	三六六
○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法（附則第五十八条関係）	三六八
○ 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）（附則第五十九条関係）	三七五
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）（附則第六十条関係）	三七六
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（附則第六十一条関係）	三七八
○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（附則第六十二条関係）	三七九
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（附則第六十三条関係）	三八〇
○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（附則第六十三条関係）	三八一
○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（附則第六十三条関係）	三八二
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第六十三条関係）	三八三
○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十六号）（附則第六十三条関係）	三八四
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（附則第六十三条関係）	三八五
○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（附則第六十三条関係）	三八六
○ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）（附則第六十四条関係）	三八七
○ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（附則第六十五条関係）	三九二
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（附則第六十六条関係）	三九三
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（附則第六十七条関係）	三九九
○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（附則第六十八条関係）	四〇〇

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（放射性物質による大気の汚染等の防止）

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

第十三条 削除